

JIS

シャウカステン

JIS Z 4918 : 2009

(JIRA/JSA)

平成 21 年 6 月 25 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 医療用具技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	菊 地 眞	防衛医科大学校
(委員)	堤 定 美	日本大学
	浅 岡 伸 之	社団法人日本ファインセラミックス協会
	石 谷 薫	日本歯科器械工業協同組合
	大 村 昭 人	帝京大学
	小 倉 英 夫	日本歯科大学
	片 倉 健 男	日本医療器材工業会
	片 山 國 正	社団法人電子情報技術産業協会
	亀 水 忠 茂	日本歯科材料工業協同組合
	田 中 良 明	日本大学
	棚 橋 節 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会
	辻 久 男	社団法人日本画像医療システム工業会
	土 屋 利 江	国立医薬品食品衛生研究所
	内 藤 正 章	日本医療機器産業連合会
	根 本 幾	東京電機大学
	松 谷 剛 志	財団法人医療機器センター
(専門委員)	村 井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：昭和 59.3.1 改正：平成 21.6.25

官 報 公 示：平成 21.6.25

原 案 作 成 者：社団法人日本画像医療システム工業会

(〒113-0033 東京都文京区本郷 3-22-5 住友不動産本郷ビル TEL 03-3816-3450)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：医療用具技術専門委員会 (委員長 菊地 眞)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省医薬食品局 審査管理課 医療機器審査管理室 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット 環境生活標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	2
5 呼び及び光輝面の寸法	2
5.1 一般固定形	2
5.2 高輝度固定形及び高輝度可変形	2
6 性能	3
7 構造	3
7.1 材料	3
7.2 光源	3
7.3 光源の交換及び清掃	3
7.4 フィルムクリップ	3
8 試験	3
8.1 試験環境条件	3
8.2 試験器具	4
8.3 試験方法	4
9 検査	6
10 表示	6
11 附属文書	6
附属書 A (規定) JIS T 0601-1 のシャウカステンへの適用	7
解 説	15

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本画像医療システム工業会(JIRA)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Z 4918:1995** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

シャウカステン

Illuminators for medical films

1 適用範囲

この規格は、医療用画像診断のためのシャウカステンについて規定する。

注記 シャウカステンは、医用フィルム観察器ともいう。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 7601 蛍光ランプ（一般照明用）

JIS C 7614:1993 照明の場における輝度測定方法

JIS T 0601-1:1999 医用電気機器－第1部：安全に関する一般的要求事項

JIS T 0601-1-2:2002 医用電気機器－第1部：安全に関する一般的要求事項－第2節：副通則－電磁両立性－要求事項及び試験

JIS Z 4004 医用放射線機器図記号

JIS Z 4005 医用放射線用語

JIS Z 8113 照明用語

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS T 0601-1、JIS Z 4005 及び JIS Z 8113 によるほか、次による。

3.1

シャウカステン（医用フィルム観察器）

光源に蛍光ランプ又は冷陰極管を用いて、フィルムに撮影された医用画像を観察する器具。

3.2

光輝面

透過写真の観察のため、観察器内部の光源からの光を透過している面（JIS Z 4561 参照）。

3.3

観察面

光輝面の全部又は一部分をマスクを用いて光の透過を制限した医用フィルムの観察に供する面。

3.4

フィルムクリップ

フィルムを観察面に固定する器具。